

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>I. 防災・減災対策</b>		
<b>1 地域の実情を踏まえた防災・減災対策の推進について</b> (内閣府・財務省・文部科学省・防衛省・国土交通省・農林水産省) <span style="float: right;">【最重要】</span>		
<b>[1] 南海トラフ地震対策をはじめとする防災・減災対策の総合的な推進</b> (内閣府・文部科学省・防衛省)		
(1) 南海トラフ地震対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県の喫緊の課題である瀬戸内海沿岸のゼロメートル地帯にある堤防の耐震化や、市町村の同報系防災行政無線のデジタル化など、防災上必要とされる事業を実施するため、地域の実情に応じた地震・津波対策に対する財政支援措置の充実・強化を図ること。</li> <li>・ 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく大規模な広域防災拠点等の整備や発災時における広域応援部隊・支援物資の迅速な派遣・輸送をはじめ、計画の実効性を高める地域と一体となった各種訓練の実施、自治体機能が低下した場合の支援体制や避難者の受け入れ体制の構築など、国を挙げた広域的な防災対策を一層推進すること。</li> <li>・ 南海トラフ地震の被害を軽減させるため、地震・津波の観測・監視システムの空白地域に対して早期に整備すること。</li> </ul>	県 民 環 境 部 ・ 総 務 部
(2) 防災・減災対策の総合的な推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県に最大の被害をもたらすとされる南海トラフ巨大地震から県民の生命を守り、被害を最小限に抑えるため、「えひめ震災対策アクションプラン」を策定し、自主防災組織の育成や防災士の養成、海岸堤防の整備、土砂災害対策など、ソフト・ハード両面から防災・減災対策を積極的に展開しているところであり、これら防災・減災対策の一層の加速化、充実化を図るための総合的な財政支援措置として、自由度の高い、新たな交付金制度を創設すること。</li> <li>・ 南海トラフ地震の発生が危惧されるとともに、四国唯一の原子力発電所である伊方発電所を有する本県において、県民の貴重な生命と財産を守るため、大規模災害発生時に救助部隊の中核をなす陸上自衛隊松山駐屯地の施設・資機材の更なる充実を図ること。</li> </ul>	
<b>[2] 地域の安全・安心を確保するための社会資本整備の推進</b> (財務省・国土交通省)		
(1) 社会資本整備に必要な予算の総額確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会資本整備が全国に比べて遅れている本県において、県民の安全・安心を確保し、地域経済の活性化による豊かな暮らしを実現するため、必要な整備を着実に進めることができるよう、予算の総額確保を行うこと。</li> </ul>	土 木 部
(2) 防災・減災対策に必要な予算の愛媛県への重点的な配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治水対策や土砂災害対策、四国で唯一の原子力発電所の不測の事態に備える緊急輸送道路の整備など、県民の命を守る防災・減災対策に必要な予算の本県への重点的な配分を行うこと。</li> </ul>	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>[3] 社会インフラの戦略的な維持管理・更新の推進</b> (財務省・文部科学省・国土交通省)		
(1) 社会インフラの戦略的な維持管理・更新に関する制度の拡充と、予算の確保及び愛媛県への重点的な予算配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会インフラの戦略的な維持管理・更新を進めるため、社会資本整備総合交付金の交付要件の緩和など制度の拡充と、予算の確保及び本県への重点的な予算配分を行うこと。</li> </ul>	土木部
(2) 社会インフラのメンテナンス技術者の確保・育成にかかる財政支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会インフラのメンテナンス技術者の確保・育成のため、国の「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」による財政支援を継続すること。</li> </ul>	
<b>[4] 肱川の安全安心の確保と清流の復活</b> (国土交通省)		
(1) 山鳥坂ダム建設事業の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年代前半のダム本体工事着工に向けて、山鳥坂ダム建設事業を促進すること。</li> <li>水源地域整備計画に位置付けられた県道小田河辺大洲線の整備促進を図るための事業費を確保すること。</li> </ul>	土木部
(2) 鹿野川ダム改造事業の早期完成	<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿野川ダム改造事業を30年度に完成させるよう事業費を確保すること。</li> </ul>	
(3) 肱川における河川改修の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国管理区間の河川改修を促進すること。</li> <li>県管理区間(菅田地区)の河川改修を促進するため事業費を確保すること。</li> </ul>	
<b>[5] 南海トラフ地震に対応した海岸保全施設の整備促進</b> (財務省・農林水産省・国土交通省)		
(1) 南海トラフ地震に対応した海岸保全施設整備に要する予算の総額確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ地震に対応した海岸保全施設の整備促進が図られるよう、既存交付金の充実や、27年度で終了した全国防災事業に代わる財政支援など、防災・減災予算総額を確保すること。</li> </ul>	農 林 水 産 部 ・ 土 木 部
(2) 海岸保全施設の整備が遅れている本県への予算の重点配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生頻度の高い津波に対する海岸堤防等の整備、海岸保全施設の耐震対策、水門・陸閘などの閉鎖施設対策に係る予算について、本県に重点配分すること。</li> </ul>	
<b>[6] 土砂災害対策の推進</b> (財務省・国土交通省)		
(1) 土砂災害対策事業費の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>豪雨や地震による土砂災害から県民の生命・財産を守るため、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を促進するための予算の総額を確保するとともに、本県へ重点的に配分すること。</li> </ul>	土木部
(2) 土砂災害警戒区域等指定のための基礎調査に係る事業費の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年度までに基礎調査を確実に完了させるため、指定に必要となる基礎調査費の所要額を確保すること。</li> </ul>	
<b>[7] 治水事業の推進</b> (財務省・国土交通省)		
治水事業費の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民の生命や財産を守るため、洪水による氾濫の発生に備えた施設整備及び今後加速する施設の老朽化への対策に必要な事業費の確保を図ること。</li> <li>大規模氾濫時の避難体制を構築する上で根幹となる洪水浸水想定区域図の策定や洪水ハザードマップ等のソフト対策に必要な事業費の確保を図ること。</li> </ul>	土木部

項 目	提 案・要 望 主 旨	所 管 部
<b>[8] 山地災害対策に係る木製ダム整備の推進 (農林水産省)</b>		
山地災害対策に係る木製ダム整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「木製ダム」の推進は、土石流発生源対策と併せて、木材利用の推進による地域対策の観点からも効果が高い。 特に、森林整備と併せて「木製ダム」を設置することが効果的であると考えられるため、保安林改良事業で「木製ダム」が実施できるよう事業内容を拡充するとともに、その財源を確保すること。</li> <li>土石流発生を抑制する効果が期待できる上流域での「木製ダム」の設置を推進するための調査・研究に取り組むこと。</li> </ul>	農 林 水 産 部
一部 新規	<b>2 公共施設等の耐震化の促進について (総務省・文部科学省・国土交通省・厚生労働省・警察庁) 【最重要】</b>	
	<b>[1] 学校施設の耐震化の促進 (文部科学省)</b>	
(1) 公立学校施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立小・中学校等施設の耐震化に係る補助制度の拡充を図ること。</li> <li>年度当初から円滑に整備事業を行うことができるよう、耐震化を含む公立学校施設整備費の十分な当初予算額を確保すること。</li> </ul>	教 育 委 員 会
(2) 私立学校施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>私立学校施設の耐震化を促進するため、補助制度の拡充や更なる延長を図ること。</li> </ul>	総務部 ・保健 福祉部
<b>[2] 警察施設の耐震化の促進 (国土交通省・警察庁)</b>		
警察施設の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅・建築物安全ストック形成事業における建築物の耐震化に係る補助制度の更なる拡充を図ること。</li> <li>警察庁の耐震化補助金について、継続的に予算を確保すること。</li> <li>耐震診断の結果、極端な強度不足等により耐震改修が困難な施設や老朽化が著しい警察施設について、建替えに伴う補助金を確保すること。</li> </ul>	警 察 本 部
(新規)	<b>[3] 県庁舎の耐震化の促進 (総務省・国土交通省)</b>	
	県庁舎の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)における施設の耐震化に係る制度の更なる拡充等を図ること。</li> <li>緊急防災・減災事業債及び公共施設等適正管理推進事業債における施設の耐震化に係る制度の拡充等を図ること。</li> </ul>

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>[4] 医療施設の耐震化の促進</b> (厚生労働省)		
(1) 医療施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 未耐震の災害拠点病院等の耐震化を一層促進するためには、臨時的な措置では不十分であるため、恒久的な支援策により、財源の確保を含めて国において必要な措置を講ずること。</li> </ul>	保 健 福 祉 部
(2) 医療機関等の機能維持に必要な施設・設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 南海トラフ巨大地震の発生が予測される中で、地震動や津波による被害に耐え、必要とされる医療を適切に継続して提供できるよう、医療機関等の機能維持に向け、恒久的かつ柔軟性の高い財政支援制度を整備すること。</li> </ul>	
(3) 災害医療従事者の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 地域で持続的にDMAT等の災害医療従事者の育成が図られるよう、恒久的かつ柔軟性の高い財政支援制度を整備すること。</li> </ul>	
<b>[5] 水道施設の耐震化の促進</b> (厚生労働省)		
水道施設の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 県内自治体では、財政事情が厳しく国の財政支援なくしては早期耐震化が困難な状況であるため、生活基盤施設耐震化等交付金において、水道施設の耐震診断や耐震化計画策定を交付対象とすること。</li> </ul>	県 民 環 境 部
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 資本単価撤廃等の採択要件の緩和や補助率の嵩上げなどの財政支援措置を講じること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 早期整備を図るためにも、要望額の満額確保に努めること。</li> </ul>	
<b>[6] 木造住宅の耐震化の促進</b> (財務省・国土交通省)		
木造住宅の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 大地震から県民の命を守り、地域の防災力向上のため、木造住宅耐震化に必要な財源確保に努めるとともに、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の基幹事業である住宅・建築物安全ストック形成事業の制度拡充に取り組むこと。</li> </ul>	土 木 部
<b>[7] 松山空港の耐震化の促進</b> (国土交通省)		
松山空港の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 国直轄事業である松山空港の耐震化事業を促進すること。</li> </ul>	企 画 振 興 部

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>3 伊方発電所の安全対策の強化等について</b> (原子力規制委員会・経済産業省・内閣府・警察庁・防衛省・外務省・国土交通省)		【最重点】
(1) 安全管理体制等の強化及び安全文化の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊方原発3号機の安全運転を継続するため、関係事業者等も含め、安全管理体制の一層の指導監督に努めるとともに、定期検査や保安検査において厳正に安全性の確認を行うこと。また、規制当局及び事業者双方において安全を最優先するという意欲が停滞することのないよう、安全文化の絶え間ない醸成を図ること。</li> </ul>	県 民 環 境 部
(2) 厳正な原子力安全規制の実施と説明責任の履行	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規制基準に基づく各種審査・検査については、立地地点の特性や独自の取組も十分考慮して、厳正かつ確に行うとともに、国内外における最新の知見を絶えず収集し、原子力安全対策の不断の向上に取り組むこと。また、原子力規制を行っていく上での安全目標について、科学的・技術的観点のみならず、リスクに対する社会的受容性や安全対策のコスト対効果等も含め継続的な検討を行うこと。これらの原子力安全規制の取組状況や安全性の確認結果について、広く国民や地域への説明責任を果たすこと。</li> </ul>	
(3) 原子力規制委員会の独立性の確保と外部意見への真摯な対応の両立	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会は、高い独立性、専門性を保持し、一層の透明性の確保に努めるとともに、地方公共団体等をはじめとした外部の様々な意見にも真摯に耳を傾け、誠実に対応し、客観性や公平性の確保に努めること。</li> </ul>	
(4) 原発の安全運転に関する責任ある対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>原発の再起動はもとより運転継続などの原発の安全運転については、個々に国が責任を持って判断し、その判断に至った経緯や結果について、国として、地元自治体はもとより広く国民に丁寧に説明すること。</li> </ul>	
(5) 高経年化及び廃炉対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>高経年化対策及び廃炉技術確立に取り組むこと。運転延長の可否については、制度の技術的根拠を明確にするとともに、厳正に審査を行い、その結果についても丁寧に説明すること。また、伊方原発1号機の廃止措置計画については、安全確保上適正なものであるかどうか厳正に審査を行うとともに、我が国では加圧水型原子炉の廃炉実績がないことから、伊方発電所において廃炉技術の研究を進めること。</li> </ul>	
(6) 使用済燃料対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電所内に使用済燃料が貯蔵されていることを踏まえ、使用済燃料の中間貯蔵について、国として取組強化を進めること。また、高レベル放射性廃棄物の最終処分について、確実に対策を進めるよう、今まで以上に国が責任を持って取り組むこと。</li> </ul>	
(7) 情報公開及びコミュニケーションの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力の安全確保等に関する国民への情報公開や相互コミュニケーションの充実・強化を図ること。特に、住民を含む関係者間で原子力発電所に求められる安全性に関するリスクコミュニケーションの取組を推進すること。</li> </ul>	
(8) 原子力発電所周辺上空の飛行禁止の法制化	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電所周辺上空の飛行禁止の法制化を図ること。</li> </ul>	
(9) 原子力発電所に対するテロ行為について、国内外の連携強化による未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電所に対するテロ行為について、国内外の連携を強化のうえ、未然防止に努めること。</li> </ul>	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>4 原子力防災対策の充実・強化について</b> (内閣府・原子力規制委員会・経済産業省・国土交通省・防衛省)		<b>【最重要】</b>
(1) 原子力災害対策指針の充実及び住民への丁寧な説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力災害対策指針について、最新の知見や関係自治体等の意見を踏まえ、必要な項目を早急に追加整備するとともに、住民の安全確保の視点に立った改定を継続的に行うこと。また、科学的根拠に基づく避難等防護措置の考え方について、屋内退避の有効性も含め、原発立地地域の住民をはじめとする国民に対し、丁寧に分かりやすく説明すること。</li> </ul>	県 民 環境部 ・ 土木部
(2) 住民避難の実効性向上のための広域避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難への人的・物的支援や避難先自治体の受入体制の強化などの関係自治体だけでは解決困難な広域避難体制について、国がより主体的に省庁横断的な調整・対応を図ること。</li> <li>・ 自衛隊等の国の実動組織が保有する車両、船舶、ヘリ等の陸・海・空の避難手段について、投入可能な数量や派遣部隊などを具体的に示すなど、国の支援体制を明確化すること。</li> </ul>	
(3) 緊急時に備えた避難路等の交通基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時の住民避難や物資等輸送路となる大洲・八幡浜自動車道や県道鳥井喜木津線の整備促進、松山自動車道の4車線化や国道56号、378号などの道路整備に必要な予算を重点的に配分すること。</li> </ul>	
(4) 緊急時モニタリング体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時モニタリングについて、原子力災害発生時に国が責任を持って統括し、確実に機能するよう、派遣要員の確保や資質向上等を図るとともに、緊急時に備えた平常時モニタリングの在り方を明確化した指針を示すこと。また、国が一元管理する緊急時モニタリング結果について、国から関係自治体等に信頼性のある情報が確実に伝達されるよう、システムの充実を図ること。</li> </ul>	
(5) 原子力発電安全対策に係る交付金の拡充・増額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力発電安全対策に係る交付金の拡充・増額を図るとともに、県域をまたぐ受入自治体との緊急時連絡網整備への充当などの関係自治体等の意見を踏まえた弾力的な運用を行うこと。</li> <li>・ 平常時から緊急時までのより一体的なモニタリング体制の整備が可能となるよう、関係交付金の統合等を図ること。</li> <li>・ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金について、避難行動要支援者施設等の放射線防護対策に係る交付金を制度化するなど、自治体により計画的な防災対策を推進するための財政支援を行うこと。</li> </ul>	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>Ⅱ. 人口減少・次世代対策</b>		
<b>新規</b>	<b>5 少子化対策・子育て支援の充実について</b> (内閣府・厚生労働省) <b>【最重要】</b>	
(1) <u>地方独自の取組に対する財源措置</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>中小企業を含む地元企業が、積極的に地元自治体の少子化・子育て支援事業を応援できる環境を整備するため、当該事業に対して寄附を行った地元企業に対する税額控除の措置を新設すること。</u></li> <li>・ <u>地域での少子化対策を強化するための各種交付金については、単年度であって、制限が多く、地方が必要とする事業に十分活用できるものではないことから、より自由度が高く、継続的な事業実施が可能となる財政的支援を図ること。</u></li> </ul>	保 健 福 祉 部
(2) <u>ナショナルミニマムとしての子ども医療費助成制度の創設</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>住所地によって子どもの医療費が異なる現状は国民皆保険制度の趣旨に反し、不公平感が生じていることから、国の責任で全国一律の子ども医療費助成制度を創設するとともに、ひとり親家庭及び重度心身障がい者(児)に対する医療費助成事業についても同様とすること。</u> <u>また、現在実施されている子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置は、全面的に廃止すること。</u></li> </ul>	
<b>新規</b>	<b>6 次世代のトップアスリートの発掘・育成に対する支援の充実について</b> (文部科学省) <b>【最重要】</b>	
<u>次世代のトップアスリートの発掘・育成に対する支援の充実</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>本県が実施するジュニアアスリート発掘事業等のタレント発掘事業に対し、スポーツ振興くじを財源とする助成の規模や対象経費の拡大、上限額の引き上げなど財政的支援の拡充を図ること。</u></li> <li>・ <u>県が発掘・育成しているジュニアアスリートが、本県において、オリンピック等のトップアスリートや中央競技団体の指導者から直接指導を受け、また競技適性について判定してもらえるような人材バンク・人材派遣に関する仕組みを構築すること。</u></li> </ul>	教 育 委 員 会
<b>新規</b>	<b>7 英語教育・外国語活動の充実について</b> (文部科学省) <b>【最重要】</b>	
<u>英語教育・外国語活動の充実</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>小学校における英語の教科化等への円滑な対応に向け、指導内容や評価の在り方等について速やかな情報提供を行うこと。</u></li> <li>・ <u>小学校の専科指導教員(外国語活動)をより多く配置できるよう、加配定数の充実を図るとともに、小・中学校教員の研修充実に必要な財政支援を行うこと。</u></li> <li>・ <u>大学入学希望者学力評価テスト(仮称)において活用が検討されている民間の資格・検定試験について、家計の状況等にかかわらず、希望する生徒が受験しやすい仕組みを講じること。</u></li> </ul>	教 育 委 員 会

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>8 愛媛大学の地域産業イノベーションを創出する機能の強化に関する支援について</b> (文部科学省) <b>【最重要】</b>		
<b>[1] セルロースナノファイバーの実用化に向けた産学官連携拠点の構築</b>		
セルロースナノファイバーの実用化に向けた産学官連携拠点の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>地場資源と地場産業基盤を活用し、次世代の新素材であるセルロースナノファイバー(CNF)の素材、製造、評価に関する基礎的研究と、製造化に向けた実用研究を産学官が一体となって推進しており、愛媛大学における研究推進に必要な実験装置の整備、既設の装置の高度化と維持、技術支援者の雇用等の支援を行うこと。</li> </ul>	愛 媛 大 学
<b>[2] 新規養殖マグロ類「スマ」の次世代型育種システムの確立と社会実装</b>		
新規養殖マグロ類「スマ」の次世代型育種システムの確立と社会実装	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規養殖マグロ類「スマ」の完全養殖システムに関する基礎及び応用研究を進め、産学官の連携による人工種苗生産に成功したことから、試験養殖が開始されている。これらの先端的研究、技術開発を実施するための研究者及び飼育管理の専門技術員の確保と、研究推進のための機器整備や大型魚類飼育用生簀群の管理に係る経費の支援を行うこと。</li> </ul>	愛 媛 大 学
<b>9 女性活躍を推進する取組の充実・強化について</b> (内閣府) <b>【重点】</b>		
(1) 地域における女性活躍推進のための恒久財源の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域女性活躍推進交付金は単年度の制度であり、補助率が引き下げられるなど財源確保が不十分であることから、当該交付金の国庫負担率10/10への復元や地域の実情に合わせた独自施策展開を継続的に支援する基金の創設など十分な財源を確保すること。</li> <li>女性活躍推進による地域経済の活性化を図り、地方公共団体の主体的な取組を加速するためには、継続的な財政支援が必要であることから、恒久的な財源を確保すること。</li> <li>国においてワンストップ支援体制の整備に必要な人材養成研修等の支援を行うこと。</li> </ul>	県 民 環 境 部
(2) 女性活躍推進企業等への優遇制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年3月に制定した「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」の具体的な取組について、地方公共団体にも情報提供を行うこと。</li> <li>女性活躍を推進する企業等に対する金利優遇措置の創設や税制優遇措置の拡大を図ること。</li> </ul>	
<b>10 高等学校等就学支援金の加算の拡充等について</b> (文部科学省) <b>【重点】</b>		
高等学校等就学支援金の加算の拡充等	<ul style="list-style-type: none"> <li>低所得世帯の生徒への就学の機会を確保するため、就学支援金の加算を更に拡充すること。</li> <li>授業料保護者負担に係る私立高等学校と公立高等学校との格差を是正するため、加算措置限度額を引き上げること。</li> </ul>	総 務 部



項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
新規	11 教育の情報化の促進について (文部科学省) 【重点】	
教育の情報化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が策定する「第3期教育振興基本計画」や「教育ICT教材整備指針(仮称)」を踏まえた教育の情報化を促進するため、ICT環境整備に対する補助制度を創設すること。</li> <li>・ 授業や自宅学習に活用できる標準的なデジタル教材を提供するプラットフォームを国において整備し、その普及を図るとともに、教職員のICT活用指導力を向上させるための研修プログラムの策定・実施に対する特段の措置を講じること。</li> </ul>	教 育 委 員 会
一部 新規	12 公立学校施設整備事業の充実について (文部科学省) 【重点】	
(新規)	(1) 公立学校の長寿命化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校施設の長寿命化改良事業において、公立高等学校についても、公立小・中学校等施設と同様の補助制度を創設すること。</li> <li>・ 公立小・中学校等施設を含め、対象を大規模改修に限定する要件を撤廃し、計画的な部分的改修も対象とすることで、財政規模の小さな地方公共団体でも長寿命化対策に対応できるようにすること。</li> </ul>
(2) 公立学校施設整備事業における予算単価の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際の工事に要する経費と国交付金の算定基礎となる予算単価との間に乖離があり、事業費に見合う額が交付されていないため、実情に合うよう予算単価の引上げを図ること。</li> </ul>	教 育 委 員 会

	項 目	提 案・要 望 主 旨	所 管 部
<b>Ⅲ. 地域経済の活性化</b>			
<b>《商工・観光》</b>			
新規	<b>13 地方の創意工夫を生かした自転車関連施策の総合的な推進について</b> (国土交通省) <b>【最重点】</b>		
	(1) 地方の取組を後押しする「自転車活用推進計画」の策定	・ 国における「自転車活用推進計画」の策定にあたっては、先行する本県の取組を後押しするものとする。	企 画 振 興 部
(2) 地方の創意工夫による自転車関連施策の推進に対する支援	・ 本県では、『自転車新文化』を推進し、自転車を活用した地域活性化を図るため、自転車関連施策を総合的に展開しており、地方の創意工夫による施策の更なる推進に向けて、予算の確保や規制の緩和などの必要な措置を講じること。		
	<b>14 地域中小企業応援ファンド及び農商工連携型地域中小企業応援ファンドの拡充について</b> (経済産業省) <b>【最重点】</b>		
	地域中小企業応援ファンド及び農商工連携型地域中小企業応援ファンドの拡充	・ 地域中小企業応援ファンド及び農商工連携型地域中小企業応援ファンドについて、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの貸付期間は10年間とされているが、償還時期が到来する本年11月以降も、ファンドの実効性が確保されるよう地域の要望やニーズを踏まえた拡充措置を講ずること。	経 済 労 働 部
一部 新規	<b>15 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした外国人観光客の地方への誘客促進について</b> (総務省・国土交通省・厚生労働省) <b>【最重点】</b>		
	(1) 外国人観光客向け全国周遊フリーパス制度の導入	・ 外国人観光客を広く全国に誘導し、地方経済の活性化に資するため、東京オリンピック・パラリンピック開催期間及びその前後の期間を対象とし、低廉な陸・海・空の周遊フリーパス制度を導入すること。	経 済 労 働 部 ・ 保 健 福 祉 部 ・ 企 画 振 興 部
(2) 地方の特色を活かした適切な民泊サービスの促進	・ 旅館業法とは別体系の民泊サービスを促進するため、新たな法制度を構築し、各事業者が地域の実情等に応じた安全かつ魅力的なサービスを提供できるよう必要な支援を行うこと。		
(3) 無料公衆無線LANの利便性向上に係る支援	・ 通信事業者等に採用されるよう、策定した技術仕様の普及を強力に促進すること。 ・ 技術を採用する通信事業者等の経費負担を軽減する支援策を講じること。		
(新規)	<b>16 炭素繊維等高機能素材を活用した産業創出への支援について</b> (経済産業省・国土交通省) <b>【最重点】</b>		
	(1) 県内企業の参入支援の拡充及び人材養成への支援の継続	・ 更なる高機能素材活用産業の創出を図るため、部品の成形・加工事業への参入支援の拡充、高機能素材を扱うことのできる高度な知識・技能を持った技術人材の養成などへの支援を継続すること。	経 済 労 働 部
	(2) 船舶艀装品の炭素繊維強化プラスチック素材の適用拡大に向けた国際海事機関への働きかけ	・ 本県の造船関連企業では、県内の炭素繊維素材メーカーと協力し、軽量・高強度な特性を有する炭素繊維強化プラスチック素材を活用した船舶艀装品開発に着手しているが、現状では、国際条約において使用が規制されていることから、適用拡大に向けた検討を国際海事機関へ働きかけること。	
	(3) 建築基準法に基づいた構造・耐火両面での迅速な個別大臣認定	・ 県内企業が炭素繊維強化プラスチック素材を活用した建材の開発に着手しているが、事業化するためには建築基準法に基づいた国土交通大臣の個別認定が必要であることから、迅速な認定を行うこと。	

	項 目	提 案・要 望 主 旨	所 管 部
	<b>17 四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載について</b>	(文部科学省)	<b>【最重要】</b>
	「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産暫定一覧表への記載	・「四国八十八箇所霊場と遍路道」を、人類共通の遺産として保護・保存し、将来にしっかりと継承するため、世界遺産候補として暫定一覧表への追加記載を行うこと。	企 画 振 興 部
新規	<b>18 国の創業支援施策の拡充について</b>	(経済産業省)	<b>【重点】</b>
	国の創業支援施策の拡充	・ 地域経済の新陳代謝を図る創業を促進させるため、創業時の資金ニーズに適切に対応した創業補助金や市町と認定支援機関等が行う創業支援事業など、国の創業支援施策を拡充すること。	経 済 労 働 部
新規	<b>19 外国人技能実習の適正化及び円滑化を図るための施策の拡充について</b>	(厚生労働省・経済産業省)	<b>【重点】</b>
	(1) <u>地域のニーズにあった実効性のある施策の展開</u>	・ 外国人技能実習の適正化及び円滑化を図るため、受入組合等への研修の拡充、技能講習等への通訳派遣やテキストの翻訳支援などの言語サポートなど、地域のニーズに合った実効性のある施策を展開すること。	経 済 労 働 部
	(2) <u>地域における適正化及び円滑化を図るための取組への支援</u>	・ 実習生への日本語教育など、地域における組合等の主体的な取組や指導機関等の取組に対する支援措置を講じること。	
	<b>20 利用しやすい有料道路料金の実現について</b>	(国土交通省)	<b>【重点】</b>
	(1) 無料区間を介在する有料高速道路相互間の乗り継ぎ制度等の導入	・ 松山自動車道の大洲道路(無料の自動車専用道路)を介在する連続通行についても、長距離逓減割引を適用するなど、有料高速道路相互間の乗り継ぎ制度等を導入すること。	土 木 部
	(2) 瀬戸内しまなみ海道における自転車通行料金の恒久的な無料化	・ 観光需要の更なる増大と本線交通量の増加のため、国内外のサイクリストから多くの声が寄せられている恒久的な無料化を実現すること。	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
《農林水産業》		
<b>21 農林水産物の輸出促進及び国際競争力強化について</b> (農林水産省) 【最重要】		
(1) 台湾へのかんきつ輸出に係るインポート・レランスの優先申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本産かんきつの輸出事業の障壁となっている台湾の残留農薬基準の追加設定に当たり、日本国内で一般的に使用され、栽培管理上必要なかんきつ用農薬について、インポート・レランスの申請に最優先で取り組むこと。</li> </ul>	農 林 水 産 部
(2) 各国への輸出規制の改善及びかんきつ類輸入禁止国の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛媛県産農林水産物の円滑な輸出の推進のため、各国の検疫や残留農薬基準、放射性物質検査証添付等、輸出規制の改善に向けて働きかけること。</li> <li>マレーシアに対して輸入許可の対象に中晩柑類も加えるよう働きかけること。</li> <li>中国等かんきつ輸入禁止国へのかんきつ輸出の早期解禁を実現すること。</li> </ul>	
(3) 県試験研究機関の機能向上に対する新たな財政支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際競争に打ち勝つことのできる優れた農林水産物の研究・開発に大きく寄与している本県試験研究機関の機能向上のため、施設、機器等の整備に対する財政支援措置を拡充すること。</li> </ul>	
<b>22 強いえひめ農業を支える基盤整備の推進について</b> (財務省・農林水産省) 【最重要】		
(1) 農業農村整備事業予算の総額確保と本県への重点配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>本県農業の競争力を高めるためには、えひめ農業を支える担い手への農地集積による規模拡大・高収益作物への転換による経営力強化を図る基盤整備を加速させる必要があることから、農業農村整備事業費の総額確保と本県への重点配分を行うこと。</li> </ul>	農 林 水 産 部
(2) 「道前平野地区」など国営事業3地区の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>大区画化による生産コストの低減と、汎用化による高品質・高収益作物への転換を促進し、経営感覚のある担い手を確保・育成していくため、国営緊急農地再編整備事業「道前平野地区」を推進すること。</li> <li>農業生産や住民生活に不可欠な用排水施設の長寿命化により、農業生産性の維持と農業経営の安定を図るため、国営施設機能保全事業「南予用水地区」を推進すること。</li> <li>農業用水の安定供給に必要な水利施設の長寿命化や大規模地震に対する耐震化を進めるため、国営土地改良事業地区調査「道前道後用水地区」を推進すること。</li> </ul>	
(3) 更新時期を迎える南予用水畑地かんがい末端施設の機能保全に係る支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の更新整備に加え、多品種化に対応する再編整備を進めるため、30年度までとなっている「農業水利施設保全合理化事業」の新規地区採択期間を延長すること。また、中山間地域の樹園地においては、「農地整備事業(担い手畑地帯育成型)」と同様、受益面積を現行の20ha以上から10ha以上に引き下げること。</li> <li>畑地かんがい末端施設のきめ細かな整備を図るため、「農業基盤整備促進事業」について、28年度に大幅な減額となった予算を増額すること。</li> </ul>	
(4) 貴重な水源であるため池の老朽化対策・耐震化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ため池の老朽化対策及び耐震対策を加速させるため、必要な予算の確保と本県への重点配分を行うこと。また、補修など部分改修による応急対策に対する支援など制度拡充を図ること。</li> </ul>	

一部  
新規

(新規)

項目	提案・要望主旨	所管部
<b>23 果樹経営支援対策の充実・強化について</b> (農林水産省) 【最重要】		
(1) 産地パワーアップ事業における要件の見直しと成果目標項目の拡充等	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一品種への改植について、産地の規模要件や成果目標を、産地それぞれの特長や実情に応じて幅広く設定できるようにするなど、制度の拡充と運用の改善を図ること。</li> </ul>	農林水産部
(2) 果樹農業好循環形成総合対策における支援の強化と要件の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> <li>極早生や一部の中晩柑から優良品種への改植について、支援単価の加算や未収益期間支援の延長などの奨励措置を追加して講じること。</li> <li>加工原料安定供給連携体制構築事業について、本県産地が加工対策として実施しようとしている事業規模に対応できる財源を継続的に確保すること。</li> </ul>	
<b>24 公共建築物等へのCLTの普及促進について</b> (農林水産省) 【最重要】		
公共建築物等へのCLTの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>県産材の飛躍的な需要拡大や林業の成長産業化の推進に期待されているCLTの早期普及を図るため、公共施設等への活用に対する支援を継続すること。</li> </ul>	農林水産部
<b>25 農林漁業の担い手確保対策の強化について</b> (農林水産省) 【重点】		
<b>[1] 農業における担い手確保対策の強化</b>		
「農業人材力強化総合支援事業」の拡充強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>「農業次世代人材投資事業」において、青年就農給付金受給者以外も含めた新規就農者への実践的な研修など、確保・定着を図る支援を充実すること。</li> <li>「農業経営確立支援事業」において、新規就農者を養成する農業大学校、研修を行うJA等の研修施設等の整備への支援を充実すること。</li> </ul>	農林水産部
<b>[2] 林業における担い手確保対策の強化</b>		
(1) 「緑の雇用」現場技能者育成推進事業の拡充強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規就業者等に対して現場研修を実施している「緑の雇用」現場技能者育成推進事業について、これまで事業内容の拡充はなされてきたが、事業費が不足していることから、予算を増額すること。</li> </ul>	農林水産部
(2) 外国人技能実習生受け入れ体制整備に対する支援制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>技能実習までに一定の装備や講習を要する外国人技能実習生の受け入れに対する支援制度を創設すること。</li> </ul>	
(3) 外国人技能実習制度における2号対象職種への「林業」の追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入国管理及び難民認定法の「技能実習」において、技能検定2級等の試験に合格し、在留資格変更許可を受ければ在留期間を3年まで延長することができる2号移行対象職種に、「林業」を追加すること。</li> </ul>	
<b>[3] 漁業における担い手確保対策の強化</b>		
(1) 新規漁業就業者総合支援事業の拡充・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>就業直後の収入が不安定な時期の生活を支援する「青年就漁給付金制度」を創設すること。</li> </ul>	農林水産部
(2) 新規漁業就業者の漁業施設の取得に対する支援の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁船以外にも新規着業時に多額の経費を必要とする養殖生簀等の漁業施設の取得に対し、支援を拡大すること。</li> </ul>	

一部新規

(新規)

(新規)

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>26 畜産農家の経営安定対策の強化について</b> (農林水産省) <b>【重点】</b>		
(1) 畜産農家の経営安定対策の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産農家が将来にわたって再生産が可能となるよう、畜種ごとの実態を踏まえた畜産農家の経営安定対策を継続すること。</li> </ul>	農 林 水 産 部
(2) 畜産生産基盤の維持・拡大を図るための支援策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産生産基盤の維持・拡大を図るため、畜産農家の収益性向上に必要な施設機械等の整備に対して、継続的かつ十分な支援を講じるとともに、畜産産地の強化に必要な食肉処理施設等の整備に対する支援策について、地域の実情に応じた仕組みとすること。</li> </ul>	
<b>27 地域の実情に応じた農地の集積・集約化について</b> (農林水産省) <b>【重点】</b>		
(1) 農地中間管理機構関連事業の予算確保及び継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>国予算が低減傾向であることから、農地中間管理機構の事業費及び運営費、並びに機構集積協力金について、必要な財源を確保するとともに、継続して実施すること。</li> </ul>	農 林 水 産 部
(2) 農地の集積・集約化を促進する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>離農者や土地持ち非農家等の機構への農地提供をより促進するため、機構集積協力金について、地域の最低2割の農地集積が必要、10年以上の貸借が必要などの要件を、地域の実情に応じて柔軟に運用可能とすること。</li> <li>集積・集約化の進みにくい樹園地については、水田や普通畑と区別し、次代の担い手へ円滑に継承し、産地を維持していくことを主眼に、果樹農家等から要望の多い小規模な基盤整備ができる事業等への国の支援を充実するほか、樹園地の利用権を取得した担い手に、その面積に応じて奨励金を交付するなど、樹園地の集積・集約化に配慮した制度を創設すること。</li> </ul>	
<b>28 鳥獣被害防止対策の強化について</b> (農林水産省・環境省) <b>【重点】</b>		
(1) 野生鳥獣による農作物等被害防止のための予算確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生鳥獣による農作物等被害やイノシシ等の住宅地への出没による生活環境被害は、産地、ひいては地域の存続や安全安心な生活に関わる深刻な問題であり、被害防止対策推進に必要な予算を継続して確保すること。</li> <li>鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵等の整備経費の支援、捕獲活動経費の直接支援については、一層の予算確保に努めること。</li> </ul>	農 林 水 産 部
(2) 有害鳥獣捕獲従事者の確保に向けた狩猟免許所持者の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の有害鳥獣捕獲従事者の高齢化が著しいことを踏まえ、これらの者の狩猟免許所持に係る費用等の更なる負担軽減を図ること。</li> </ul>	
(3) 野鳥被害を防止するための支援の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣被害防止総合対策交付金活用した防鳥ネットの整備について、地方農政局長の承認を経ることなく整備できるようにすること。</li> <li>カラスの盗食等を防止のため、畜舎周辺の環境整備を進める場合、同交付金が活用できるよう費用対効果の算定方法を見直すこと。</li> </ul>	

	項 目	提 案・要 望 主 旨	所 管 部
一部 新規	<b>29 30年産からの米政策改革に係る対策強化について</b> (農林水産省) 【重点】		
	(1) 実績の増加等に応じた産地交付金の総額確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>高収益作物等への転換面積の増加が見込まれる中で、県への配分額が不足することのないよう、地域の裁量で活用可能な産地交付金を増額し、確実に確保すること。</li> </ul>	農 林 水産部
(2) 戦略作物助成における飼料用米への交付単価の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者等が中心となって需要に応じた生産を行う取組みがスタートする30年産において、生産者が安心して飼料用米の作付拡大に取り組めるよう、現行の飼料用米への交付単価を維持すること。</li> </ul>		
(新規)	<b>30 日本型直接支払制度の充実強化について</b> (農林水産省) 【重点】		
	(1) 地域の実情に応じた区分の新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の実情に応じた特色ある農地を守るため、中山間地域等直接支払交付金の現状の区分に「樹園地」を新設し、「畑」よりも高い単価設定とすること。</li> </ul>	農 林 水産部
(2) 高齢化や人口減少時代に対応した制度の弾力的運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が参加しやすくするため、5年間の農業生産活動等が継続できない場合の遡及返還という要件を緩和し、事業実施期間を柔軟に設定できるようにすること。</li> <li>中山間地域への移住促進や、担い手への農地集積・集約の円滑化を妨げることのないよう、協定からの農地除外の免責事由を拡大すること。</li> </ul>		
新規	<b>31 日本農業遺産「愛媛・南予の柑橘農業システム」の認定等について</b> (農林水産省) 【重点】		
	日本農業遺産「愛媛・南予の柑橘農業システム」の認定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産省に継続申請予定の「愛媛・南予の柑橘農業システム～傾斜地における持続的な土地利用システム～」は、世界に誇れる農業システムであることから、日本農業遺産への認定及び世界農業遺産への認定申請に係る承認をすること。</li> </ul>	農 林 水産部
	<b>32 森林認証制度の普及促進について</b> (農林水産省) 【重点】		
	森林認証制度の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能な森林経営を推進するため、森林認証制度の普及促進を図り、国民の理解と協力が得られる体制を整備することとし、効果的なPR活動等に取り組むこと。</li> <li>森林認証材の流通拡大を促進するため、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック関連施設等の公共建築物において、認証材を積極的に活用すること。</li> </ul>	農 林 水産部

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
33 林業の成長産業化に向けた森林整備の推進について	(総務省・財務省・農林水産省)	【重点】
(1) 主伐・再造林等に対する支援制度の拡充・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主伐の推進による県産材の増産、伐採跡地への再造林を確実に実施するため、植栽、下刈り及び獣害対策に係る造林事業の国補助率を60%に引き上げるなど、森林所有者の負担を軽減する支援制度の充実・強化を図ること。</li> </ul>	農 林 水 産 部
(2) 林業・木材産業の生産性強化対策の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業の成長産業化の実現に向け、川上から川下まで総合的な対策を継続的に実施できるよう、次世代林業基盤づくり交付金等の予算を十分に確保するとともに、地方の裁量により弾力的な運用が行えるような制度とすること。</li> </ul>	
(3) 地球温暖化対策を推進する森林整備のための財源確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方が森林吸収源対策として実施する間伐等の森林整備に必要な財源を確保するとともに、税制大綱に明記されている森林環境税(仮称)については、県が独自に課税している森林環境税との関係についても、地方の意見を踏まえたうえで、調整を図ること。</li> </ul>	



	項 目	提 案・要 望 主 旨	所 管 部
<b>IV. 交通基盤の整備</b>			
一部 新規	<b>34 四国への新幹線の導入について</b>	(国土交通省)	<b>【最重要点】</b>
(新規)	四国の新幹線計画の整備計画への格上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>四国新幹線・四国横断新幹線の実現を図るための基本計画から整備計画への格上げに向けた調査を実施すること。</li> <li>在来線との乗継利便性を確保するため、JR松山駅への新幹線駅併設に向けた調査・検討を行うこと。</li> </ul>	企 画 振 興 部
一部 新規	<b>35 高規格幹線道路等の整備促進について</b>	(内閣府・財務省・国土交通省)	<b>【最重要点】</b>
<b>[1] 高速道路ネットワークの「3つのミッシングリンク」の早期解消</b>			
	(1) 四国8の字ネットワーク未着手区間「内海～宿毛」の早期事業化と「津島道路」の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ地震等の避難・救援の広域相互支援のため、四国8の字ネットワークの未着手区間「内海～宿毛」の早期事業化を図るとともに、「津島道路」を早期に整備すること。</li> </ul>	土 木 部
	(2) 今治・小松自動車道の「今治道路」の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国～四国の広域的な交流と経済の振興を図り、架橋効果を最大限に発現させるため、今治・小松自動車道の「今治道路」を早期に整備すること。</li> </ul>	
	(3) 大洲・八幡浜自動車道の「八幡浜道路」「夜昼道路」「大洲西道路」の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>九州～四国～京阪神間の広域的な高速ネットワークの形成や地域の活性化を図るとともに、万が一の原発事故時の広域避難・救援道路の軸となる「大洲・八幡浜自動車道」全線を早期に整備すること。</li> </ul>	
<b>[2] 地方創生を推進する高速道路ネットワークの整備・利便性等の向上</b>			
(新規)	(1) 松山外環状道路の「インター東線(仮称)」の30年度新規事業化、「国道56号空港線」の整備促進及び「松山空港～国道196号」の早期事業化	<ul style="list-style-type: none"> <li>松山都市圏における慢性的な渋滞の解消や、松山ICから松山空港・松山港へのアクセス性向上などのため、松山外環状道路の「インター東線(仮称)」の30年度新規事業化、「国道56号空港線」の整備促進、「松山空港～国道196号」の早期事業化を図ること。</li> </ul>	土 木 部
(新規)	(2) 東温スマートIC(仮称)の30年度新規事業化及び中山スマートIC(仮称)の整備促進など	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域経済を活性化させる拠点形成や防災・救急医療体制の強化のため、東温スマートIC(仮称)の30年度新規事業化及び中山スマートIC(仮称)の早期整備などを図ること。</li> </ul>	
	(3) 松山自動車道「松山IC～大洲IC」と国道56号「大洲道路」の早期4車線化	<ul style="list-style-type: none"> <li>暫定2車線区間で恒常的に発生している交通事故や渋滞の解消、さらには大規模災害時の対応のため、早期に4車線化を図ること。</li> </ul>	
	(4) 宇和PA(仮称)の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>利便性の向上や災害時等における体制強化のため、四国横断自動車道西予宇和IC～大洲北只IC間に宇和PA(仮称)を整備すること。</li> </ul>	
	<b>36 離島架橋事業(岩城橋)の推進について</b>	(国土交通省)	<b>【最重要点】</b>
	岩城橋の計画的な事業推進に必要な事業費の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>本格的な建設工事がスタートした上島架橋事業「岩城橋」について、本体橋の工事完成まで着実に工事が進められるよう、離島事業の総額確保と、岩城橋への優先的な予算配分を行うこと。</li> </ul>	土 木 部

項 目	提 案・要 望 主 旨	所 管 部
<b>37 JR松山駅付近連続立体交差事業等の整備促進について (財務省・国土交通省) 【最重要】</b>		
(1) JR松山駅付近連続立体交差事業の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通渋滞や踏切事故、市街地分断の早期解消を図るため、JR松山駅付近連続立体交差事業(8つの踏切除去)の整備を促進すること。</li> </ul>	土木部
(2) 松山駅周辺土地区画整理事業の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>県都松山の陸の玄関口、おもてなしの場にふさわしい魅力あるまちづくりを推進するため、松山駅周辺土地区画整理事業の整備を促進すること。</li> </ul>	
(3) 松山駅西口南江戸線の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港、松山観光港等へのアクセス向上と、駅西側地区の交通の利便性向上を図るため、松山駅西口南江戸線の整備を促進すること。</li> </ul>	
(4) 路面電車の駅西側延伸区間の早期事業化	<ul style="list-style-type: none"> <li>高架下への路面電車の引き込みなどによる交通結節点機能の向上と、路面電車の延伸による交通拠点間の連携強化を図るため、駅西側延伸区間の早期事業化を行うこと。</li> </ul>	
<b>38 東予港、松山港など主要港湾の整備促進 (内閣府・国土交通省) 【最重要】</b>		
(1) 東予港複合一貫輸送ターミナル(耐震)の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>複合一貫輸送ターミナル(耐震)の整備を促進すること。</li> </ul>	土木部
	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連する臨港道路や緑地整備が着実に進むよう、事業費を確保すること。</li> </ul>	
(2) 松山港など県内主要港湾の港湾整備事業費の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>本県の港湾事業が着実に進むよう、事業費を確保すること。</li> </ul>	
<b>39 鉄道・バス・フェリー等公共交通機関の維持・活性化対策について (国土交通省) 【最重要】</b>		
(1) 交通政策基本計画で掲げられた公共交通確保維持策の着実な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における持続可能な交通ネットワーク確保に必要な予算を確保すること。</li> </ul>	企画振興部
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通を担う人材確保・育成のための施策の充実を図ること。</li> </ul>	
(2) 高速道路料金施策の影響を受け続ける公共交通機関への対応		
① JR四国に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>「鉄道・運輸機構」の利益剰余金等を活用したJR四国に対する支援が実施されているが、これまでの本四高速料金の引下げを前提としたものではないため、その影響に対して、さらなる国の支援を実施すること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>JR四国の脆弱な経営体質を鑑み、同社が行う安全対策に対する地方公共団体の補助は、地域鉄道事業者(中小民鉄等)の場合と同様に、地方財政措置を設けること。</li> </ul>	
② フェリーに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>本四高速料金の引下げによるフェリー航路への影響を緩和するとともに、フェリー航路の利用促進及び高速道路の有効利用の観点から、フェリー利用のために、車両が高速道路を一旦流出し、再度乗り直した場合にも、高速道路通行料金の「長距離通減制」の適用を図ること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害発生時における車両・鉄道輸送の代替手段としてのフェリーの果たす役割、特に本州との道路・鉄道によるアクセスが本州四国連絡橋のみである四国・愛媛県におけるフェリーの重要性に鑑み、また太平洋新国土軸の形成にも不可欠であるとの観点から、フェリー航路の維持・確保に向けた国の支援を実施すること。</li> </ul>	

項 目	提 案・要 望 主 旨	所 管 部
(3) 生活バスや離島航路に係る国庫補助制度の充実及び改善		
① 生活バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四国ブロックの実情(輸送量が約10人/日)に応じた輸送量要件の緩和を行うこと。</li> <li>・ 国庫補助上限額の引下げが予定されている地域間幹線系統補助や地域内フィーダー系統補助について、厳しい経営状況にある交通事業者や財政負担が増えている市町の実情に鑑み、必要な予算を確保するとともに、補助上限額を引き下げないこと。</li> <li>・ 車両購入費補助について、購入時一括補助方式(従前方式)に改善すること。</li> </ul>	
② 離島航路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域が維持すべきと認める生活航路については、他に代替交通手段がない航路に限るという要件を緩和し、唯一航路に準じて国の補助対象として認定すること。</li> <li>・ 島民運賃割引についても、全国一律の要件を撤廃し、地域が応分の負担をして引下げを行う場合には、国の補助対象として認定すること。</li> </ul>	
(4) 離島活性化交付金による生活交通の運賃低廉化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「人の往来に要する費用の低廉化」を推進するため、本土と離島及び離島と離島を結ぶ航路並びに離島内のバス交通など、離島住民の移動に必要な不可欠な生活交通の料金軽減に係る支援等を交付金の対象事業とすること。</li> </ul>	
<b>40 松山空港の進入管制空域の返還について</b>		<b>(国土交通省) 【重点】</b>
松山空港の進入管制空域の返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米軍岩国基地の管理下にある松山空港の進入管制空域及び進入管制業務の日本への返還について米国に強く要求すること。</li> </ul>	企 画 振 興 部
<b>41 松山空港のCIQ体制の充実・強化について</b>		<b>(財務省・法務省・厚生労働省・農林水産省) 【重点】</b>
松山空港のCIQ(税関・出入国管理・検疫)体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松山空港の国際線利用者の出入国にかかる手続きが円滑に行われるよう、CIQ機関について、体制の充実・強化を図ること。</li> </ul>	経 済 労 働 部

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>V. 安全・安心で住みやすい地域づくり</b>		
<b>42 ドクターヘリの運航に対する支援等について (厚生労働省) 【最重要】</b>		
(1) ドクターヘリの運航に係る新たな支援制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ドクターヘリ導入促進事業」(医療提供体制推進事業費補助金)は、格納庫の確保に係る費用や搭載医療機器・運航管理室の維持管理費などが補助対象外となっている。また、同事業に100%配分したとはいえ、補助金全体で交付率が57.1%に止まっており、ドクターヘリ分を確保するためには、他の事業を削減するしかない。ドクターヘリの安定的な運航体制の確保に向けて、恒久的かつ柔軟性の高い新たな支援制度を創設すること。</li> </ul>	保 健 福 祉 部
(2) 医療提供体制推進事業費補助金制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療の推進に不可欠な補助金であるものの、補助金総額が少なく、事業の縮小や中止を余儀なくされていることから、事業の安定的な実施のため、補助基準額に応じた交付が確実になされるよう法律補助とするなど、制度改善を図ること。</li> </ul>	
<b>43 医師確保対策について (厚生労働省・文部科学省) 【最重要】</b>		
(1) 医師の偏在を是正するための義務や規制の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師免許取得後一定期間、医師不足医療圏での診療を義務付けるなど、義務や規制を伴う医師の偏在是正策を検討すること。</li> </ul>	保 健 福 祉 部
(2) 専門医制度・臨床研修制度における医師の偏在是正誘導策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門医の養成について、専門医の分布状況等を踏まえたうえで、地域ごと・診療科ごとに定員を設けるなど、(一社)日本専門医機構及び厚生労働省において医師が各地方に分散される仕組みを構築すること。</li> <li>地域枠医師について、臨床研修制度のマッチングの対象外とするとともに、地域貢献と両立できる専門医制度を別に設けるなど、都道府県による柔軟な配置が可能な仕組みを構築すること。</li> </ul>	
(3) 「総合診療専門医」養成に向けた教育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療などに求められる「総合診療専門医」を養成するための専門講座を大学医学部に必置とするなど、「総合診療専門医」養成に向けた教育体制の充実を図ること。</li> </ul>	
<b>44 地域の実情に応じた地域医療介護総合確保基金の見直しについて (厚生労働省) 【重点】</b>		
(1) 地域の実情に沿った柔軟な制度への見直しと十分な財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>本基金について、地域の実情に沿って柔軟に活用できる制度とするとともに、将来にわたり十分な財源を確保すること。</li> </ul>	保 健 福 祉 部
(2) 早期の内示など基金の円滑な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>内示により基金配分額が判明するまで、医療・介護の関係機関等が事業を実施することが困難であり、医療・介護サービスの円滑な提供に多大な影響を与えていることから、早期の内示など、運用の見直しを早急に行うこと。</li> </ul>	
<b>45 介護の質を適切に評価した介護報酬の見直しについて (厚生労働省) 【重点】</b>		
介護の質を適切に評価した介護報酬の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度の本来の趣旨である要介護状態の軽減・悪化防止に資する観点から、介護サービス利用者の要介護度が改善した場合の成果報酬を導入するなど、介護の質を適切に評価した介護報酬の見直しを行い、サービス事業者にインセンティブが働く仕組みをつくること。</li> </ul>	保 健 福 祉 部

	項 目	提 案・要 望 主 旨	所 管 部
新規	<b>46 肝炎ウイルス検査の推進</b>	(厚生労働省)	【重点】
	(1) 職域での肝炎ウイルス検査の自己負担分に対する助成制度の創設	・ 職域での肝炎ウイルス検査の受検を推進するため、 <u>全国健康保険協会(協会けんぽ)等の保険者を通じて受検者に検査費用の助成を行う制度を創設し、受検しやすい環境を整備すること。</u>	保 健 福 祉 部
(2) 職域検査での陽性判定者の初回精密検査費用助成への対象追加	・ <u>重症化予防として実施されている初回精密検査費用の助成について、職域での肝炎ウイルス検査を受けた結果、陽性と判定された者も対象とするよう拡充すること。</u>		
新規	<b>47 マイナンバー制度の安定した情報連携環境の構築等</b>	(内閣官房・内閣府・総務省・厚生労働省)	【重点】
	(1) <u>マイナンバー制度の安定した情報連携環境の構築</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>マイナンバー制度の情報連携の仕組みについて、国の責任において全体設計を徹底し、仕様不備を未然に防止すること。</u></li> <li>・ <u>総合運用テストや実運用で判明する中間サーバーの機能不備は、国の責任において実用に耐えるものとなるよう継続的に改善すること。</u></li> <li>・ <u>度重なるレイアウト変更を未然に防止するとともに、やむを得ないレイアウト変更を行う場合には、十分なシステム対応期間及びテスト期間を設け、対応経費の地方への財政措置を講じること。</u></li> </ul>	企 画 振 興 部
(2) <u>国から地方への安全な情報伝達の実現</u>	・ <u>マイナンバー制度導入に伴うセキュリティ対策の抜本的強化(インターネットの分離等)を踏まえ、各自治体を利用する国提供情報をLGWAN上に設置するよう努めること。</u>		
	<b>48 地方消費者行政の充実・強化について</b>	(消費者庁)	【重点】
	地方の自主性・独自性を踏まえた消費者行政推進のための計画的で安定的な制度設計・運営	・ 消費者行政については、交付金等地方に対する財政支援について配慮いただいているが、活用期間の制限などにより、今後の長期的な視点での計画的かつ安定的な施策展開が懸念されることから、地方における着実な消費者行政推進のため、必要な財源措置や、地方の実情に即した計画的で安定的な制度設計・運営を行うこと。	県 民 環 境 部
	<b>49 低炭素社会の実現に向けた対策の支援について</b>	(経済産業省・環境省・農林水産省)	【重点】
	(1) 温室効果ガスの抜本的な削減のための設備導入等の支援の強化	・ 家庭や事務所、店舗等から排出される温室効果ガスの抜本的な削減を図るため、再エネ・省エネ設備の導入等に対する支援を強化すること。	県 民 環 境 部
	(2) 気候変動の影響への適応策の取組の強化	・ 気候変動及びその影響予測・評価等に関する積極的な情報提供を行うとともに、国の適応計画に掲げる施策の実施に対する支援を強化すること。	
	(3) バイオ燃料利用拡大のための環境整備	・ バイオ燃料に対する国民の理解や、製造したバイオ燃料の利用を強力に推進するとともに、税財政面での優遇措置を講ずるなどバイオ燃料の利用拡大に必要な環境整備に取り組むこと。	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>50 新エネルギーの導入促進などエネルギーのベストミックスの実現について</b> (総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省) <span style="float: right;">【重点】</span>		
(1) エネルギーのベストミックスの実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>2030年の最適な電源構成を踏まえ、エネルギーのベストミックスの実現に向けた具体策を早期に講じること。</li> </ul>	経 済 労 働 部 ・ 県 民 環 境 部
(2) 新エネルギーの導入促進に対する支援措置の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>新エネルギーの導入を一層促進するため、補助金や研究開発に係る支援措置を拡充すること。</li> </ul>	
<b>51 エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化について</b> (経済産業省) <span style="float: right;">【重点】</span>		
(1) 電源立地地域対策交付金の交付対象市町(エリア)の拡大、及び愛媛県・交付対象市町への交付金額の増額	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災を踏まえ、地域の安全対策事業を充実させるため、電源立地地域対策交付金の交付対象市町(エリア)を拡大すること。また、県・交付対象市町への交付金額を増額すること。</li> </ul>	経 済 労 働 部
(2) 石油貯蔵施設立地対策等交付金の愛媛県・交付対象市町への交付金額の増額	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災を踏まえ、地域の安全対策事業を充実させるため、石油貯蔵施設立地対策等交付金の県・交付対象市町への交付金額を増額すること。</li> </ul>	
<b>52 警察基盤の強化について</b> (総務省・国家公安委員会・警察庁) <span style="float: right;">【重点】</span>		
(1) 愛媛県警察官の増員	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察官1人当たりの業務負担が同規模県の中でも高い現状を早急に改善するとともに、人身安全関連事案対策、特殊詐欺対策及び原子力関連施設等へのテロ対策等の治安課題に的確に対処するため、本県警察官を増員すること。</li> </ul>	警 察 本 部
(2) 装備資機材、警察車両、自動車ナンバー自動読取システムの増強	<ul style="list-style-type: none"> <li>治安課題に的確に対処するため各種装備資機材や警察車両を増強し、必要箇所への自動車ナンバー自動読取システムの増設、又は簡易な自動車ナンバー自動読取システムに係る補助金制度を新設すること。</li> </ul>	
<b>53 交通安全施設更新事業の計画的な推進について</b> (国家公安委員会・警察庁) <span style="float: right;">【重点】</span>		
交通安全施設更新事業の計画的な推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「信号機の心臓部」である信号制御機の計画的な更新に係る補助金について、継続的に予算を確保すること。</li> </ul>	警 察 本 部

新規

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>VI. 行財政改革・地方分権</b>		
<b>54 地方税財源の充実・強化について</b> (内閣府・総務省・財務省) <b>【最重要】</b>		
(1) 地方財政計画の適正な策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方財政計画の策定に当たっては、地方財政対策の決定過程の透明化を図るとともに、喫緊の課題である防災・減災対策、大幅に増加している社会保障関係経費、人口減少対策や地域経済の活性化等の地方創生に必要な経費など、地方の財政需要を的確に反映させること。</li> </ul>	総務部
(2) 地方交付税総額の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方交付税の有する財源調整・財源保障機能が適切に発揮されるよう、その必要な総額を確保すること。</li> </ul>	
(3) 地方分権を実現するための税収が安定的で遍在性の小さい地方税体系の早期実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>真の地方分権を実現するため、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、国からの税源移譲も速やかに進めること。</li> </ul>	
(4) 地方消費税の清算基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り経済活動実態を反映したものとするため、統計データの利用方法や人口比率の引上げなどの抜本的な見直しに当たっては、引き続き、地方の意見を踏まえ、より適切な清算基準とすること。</li> </ul>	
(5) 地球温暖化対策に関する地方の役割等に 応じた税財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担及び税源配分のあり方などの課題について整理するとともに、都道府県を中心に課税している森林環境税等との関係についても、地方の意見を十分踏まえて、調整すること。また、税収は全額地方の税財源となるよう制度設計すること。</li> </ul>	
<b>55 地方創生の実現に向けた実効性のある支援について</b> (内閣府) <b>【最重要】</b>		
(1) 地方創生推進交付金を活用するための所 要財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域再生法に基づく事業計画として認定されることで、複数年度にわたる取組が地方創生推進交付金の対象として位置づけられることとなったが、計画に掲げた取組を着実に実施できるよう、所要財源を十分に確保していくこと。</li> </ul>	企 画 振 興 部
(2) 地方が自らの力で創生していくために必要 な権限と財源の移譲推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>真の地方創生を実現するためには、地方の創意工夫が十分に生かせる仕組みが必要であることから、地方が現場目線で実効性のある取組をスムーズに行えるよう、権限と財源の移譲をしっかりと進めていくこと。</li> </ul>	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>56 地方分権改革の推進について</b>		<b>(内閣府・総務省) 【重点】</b>
(1) 国と地方の役割分担の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国と地方の役割分担の大胆な見直しを行うこと。</li> <li>・ 広域自治体のあり方については、道州制ありきではなく、国と地方の役割分担を明確にした上で、住民に一番身近な基礎自治体を強化する観点から検討すること。</li> </ul>	総務部
(2) 地方税財政制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税等の税財政上の措置のあり方について一体的に検討し、地方自らの責任で効率的な自治体経営を行うことができる地方税財政制度の整備を図ること。</li> </ul>	
(3) 更なる事務・権限の移譲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方の課題をより迅速かつ効果的に解消できるよう、事務・権限の更なる移譲を行うこと。</li> </ul>	
(4) 更なる義務付け・枠付けの見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方の自主性・裁量性を拡大するため、更なる義務付け・枠付けの見直しを行うこと。</li> <li>・ 「従うべき基準」の多用などの課題解消を図ること。</li> </ul>	
(5) 地方分権改革に関する提案募集制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度の実効ある運用を行い、現場を知る地方からの提案に対して真摯に耳を傾け、より具体的な成果を出すこと。</li> </ul>	